

定 款

株式会社村上開明堂

定 款

第 1 章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、株式会社村上開明堂と称し、英文では MURAKAMI CORPORATION と表示する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 自動車部品、鏡、光学ガラス、電気・電子・光学機器部品の製造および販売
- (2) ガラス、鏡、住宅設備機器、合成樹脂、建築材料の加工および販売
- (3) 建築土木工事の設計、施工および監理
- (4) 不動産の賃貸、管理および駐車場の経営
- (5) 環境・衛生製品の製造および販売
- (6) 前各号に関連する技術指導ならびに前各号に関連する発明、考案、デザイン、ノウハウ、技術情報の開発、売買および供与
- (7) 損害保険代理業および生命保険の募集に関する業務
- (8) 前各号に附帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を静岡市に置く。

(機 関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行なう。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、2,990万株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株式取扱規程)

第10条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(株主名簿管理人)

第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。

第 3 章 株 主 総 会

(招 集)

第12条 当会社の定時株主総会は、毎年6月、臨時株主総会は、必要がある場合随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集地)

第14条 当会社の株主総会は、本店所在地またはその隣接地において招集する。

(招集権者および議長)

第15条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第16条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行なう。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行なう。

(議決権の代理行使)

第18条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(定 員)

第19条 当社の取締役は17名以内とする。

(選任方法)

第20条 取締役は、株主総会において選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(任 期)

第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 増員または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名ならびに取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名および取締役相談役1名を選定することができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会長が、取締役会長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第24条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対して会日の2日前までにこれを発するものとする。ただし緊急の必要ある場合は、この期間を短縮することができる。

2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第25条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規程)

第26条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受け取る財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第28条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む）の会社法第423条第1項の賠償責任を法定の限度において免除することができる。

(取締役の責任限定)

第29条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役または支配人その他の使用人である者を除く。）との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 5 章 監査役および監査役会

(定 員)

第30条 当社の監査役は5名以内とする。

(選任方法)

第31条 監査役は株主総会において選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。

(任 期)

第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第33条 監査役会は、その決議によって、常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第34条 監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の2日前までにこれを発するものとする。ただし緊急の必要ある場合は、この期間を短縮することができる。

2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会規程)

第35条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(報酬等)

第36条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第37条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、監査役(監査役であった者を含む)の会社法第423条第1項の賠償責任を法令の限度において免除することができる。

(監査役の責任限定)

第38条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 6 章 計 算

(事業年度)

第39条 当社の事業年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第40条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

2. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(中間配当)

第41条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第42条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社は支払の義務を免れる。

2. 未払の期末配当金および中間配当金には、利息を付けない。

以 上

昭和23年	3月26日	設立定款制定
昭和23年	4月15日	変更
昭和24年	5月25日	変更
昭和24年	7月 3日	変更
昭和26年	12月25日	変更
昭和30年	3月31日	変更
昭和36年	2月10日	変更
昭和38年	7月12日	変更
昭和40年	6月21日	変更
昭和42年	2月27日	変更
昭和42年	9月19日	変更
昭和45年	4月20日	変更
昭和49年	2月26日	変更
昭和50年	2月26日	変更
昭和55年	10月 6日	変更
昭和58年	3月29日	変更
昭和62年	3月25日	変更
昭和63年	3月28日	変更
昭和63年	6月29日	変更
平成 3年	6月27日	変更
平成 4年	6月26日	変更
平成 6年	6月29日	変更
平成10年	6月26日	変更
平成11年	6月29日	変更
平成14年	6月27日	変更

平成15年	6月27日	変更
平成16年	6月29日	変更
平成18年	6月29日	変更
平成20年	6月27日	変更
平成21年	6月26日	変更
平成23年	6月29日	変更
平成24年	6月28日	変更
平成27年	6月26日	変更
平成28年	9月 1日	変更
2020年	6月26日	変更
2022年	6月24日	変更
2023年	6月23日	変更